

令和4年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、稲作農家及び稲作を営む団体(以下「稲作農家等」という。)の経営安定及び良質米の生産を図ることを目的に、稲作農家等が行う水稲病虫害の発生及びまん延を防止する防除に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、つくば市補助金交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。)及び、この要項に定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 つくば市長(以下「市長」という。)は、第1条の目的を達成するために、稲作農家等が薬剤購入に要した費用の一部を補助するものとする。

(補助対象)

第3条 補助対象者は、令和4年度に水稲作付けをした稲作農家等で、令和4年4月1日以降にイネ縞葉枯れ病対策のため、ウンカ類に対して効果のある防除薬剤(以下「防除薬剤」という)を使用したものとする。

2 補助対象面積は、次の規定に基づき算出するものとする。

(1) 補助対象面積は、水田及び陸田(利用権設定された土地の面積を含む。)において水稲を作付するほ場とし、主食用米、加工用米、飼料用米を作付した面積とする。

(2) 新規陸田、休耕、青刈り稲のほ場面積や、つくば市以外のほ場面積は補助対象外とする。

3 補助対象の防除薬剤は、2ヶ月以上の効果が持続するものとする。

4 補助対象経費は、育苗箱処理に用いる水稲用の防除薬剤とし、作付時に散布するなど、水田又は陸田へ直接使用する防除薬剤は、補助の対象外とする。

5 ネオニコチノイド系の防除薬剤は補助の対象外とする。

6 販売時点で防除薬剤を処理済みの水稲苗は、補助の対象外とする。

(交付申請及び申請期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、つくば市農業再生協議会から通知される、令和3年度または令和4年度作付計画台帳、もしくは令和4年度経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書の写しを添付し、市長に提出するものとする。

- 2 農業協同組合又は農薬販売店（以下「農協等」という。）から第3条に規定する補助対象の水稲病虫害防除用薬剤を購入した稲作農家等について、農協等による代理申請はできないものとする。
- 3 補助金の交付申請期限は、令和4年4月1日から薬剤使用の前日、または令和4年6月30日の、どちらか早いほうの日までとする。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が、補助事業の目的及び内容が適正であり、かつ、効果が期待できるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（決定の通知及び事業着手）

第6条 補助金の交付決定の通知は、令和4年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金交付申請書（様式第1号）を提出することにより、交付決定前に事業に着手できるものとする。

（補助金の額）

第7条 事業の補助金は、第3条第2項の規定に基づき補助の対象となる面積を確認し、購入単価（消費税を除く）を基準として算出するものとする。

- 2 補助率は、補助対象経費3分の1以内で、10アール当たり1,000円を上限（1アール以下切り上げ）とし、補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（事業の内容変更）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業について重要な変更をしようとするときは、あらかじめ令和4年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更を除くものとする。

なお、重要な変更とは下記（1）から（3）のとおりとする。

- (1) 申請者の変更
 - (2) 作付け面積の変更
 - (3) 事業費の増、または 30%を超える減
- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、令和 4 年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金変更承認書（様式第 4 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書）

- 第 9 条 補助事業者は、令和 4 年 12 月 23 日までに令和 4 年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金実績報告書（様式第 5 号）（以下「実績報告書」という）を市長へ提出するものとする。
- 2 補助事業者は、やむを得ない事情により前項の期限までに実績報告書を提出できないことが判明した時は、速やかにその旨を市長へ報告しなければならない。
- 3 市長が、前項の報告を受けやむを得ない事情によるものと判断した時は、第 1 項の期限の延長を認める。

（補助金の額の確定及び通知）

- 第 10 条 市長は、第 9 条の規定により補助事業の実績報告を受けたときは、補助事業の成果が補助金の交付の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和 4 年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金額確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第 11 条 補助金の交付の請求は、令和 4 年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金請求書（様式第 7 号）により行なうものとする。

（補助金の交付の時期）

- 第 12 条 補助金の交付の時期は、補助事業の完了後とする。

（補助金の交付決定の取り消し）

- 第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、令和4年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助金に係わる書類を、当該交付の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、令和4年度つくば市水稲病虫害防除事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要項は、令和4年4月1日から適用する。